

丸亀市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月29日

丸亀市監査委員	三谷英昭
丸亀市監査委員	内田俊英

平成 2 1 年度定期監査報告書（第 2 回）

第 1 監査の対象及び期間

対 象		監 査 期 間	
部 課 等 名	内 容		
消防本部	総務課、予防課、防災課 危機管理課、消防署	平成 21 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 1 月 15 日まで
議会事務局		平成 21 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 1 月 15 日まで
都市経済部	都市計画課、建設課	平成 21 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 1 月 19 日まで
	住宅課、農林水産課	平成 21 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 1 月 22 日まで
	土地改良課、商工観光課	平成 21 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 2 月 2 日まで
農業委員会		平成 21 年 11 月 30 日 現在の資料による	平成 21 年 12 月 22 日から 平成 22 年 2 月 2 日まで
健康福祉部	福祉課、児童課	平成 21 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 1 月 18 日から 平成 22 年 2 月 5 日まで
	介護支援課、健康課 亀寿園	平成 21 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 1 月 18 日から 平成 22 年 2 月 9 日まで
競艇事業部	経営課、営業課	平成 21 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 1 月 18 日から 平成 22 年 2 月 12 日まで
会計課		平成 21 年 12 月 31 日 現在の資料による	平成 22 年 1 月 18 日から 平成 22 年 2 月 12 日まで

第2 監査の方法

監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、対象部課等からそれぞれ関係資料の提出を求め、試査、照合及び関係職員の説明を聴取して実施した。

- (1) 予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産の管理等の事務の執行が法令に従って適正に行われているか。
- (2) 経営に係る事業の管理が法令に従って適正に行われているか。
- (3) 組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているか。

なお、行政監査については、監査の過程で必要に応じて適正及び効率性、能率性の確保に留意して監査を行った。

第3 監査の結果

事務処理等は、おおむね適正に処理されていたが、一部において次のとおり改善、検討等を要する事項が見受けられた。

今後、事務の執行にあたっては指摘事項に十分留意するとともに、改善の措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、遅滞なく通知されたい。

なお、監査執行過程において指導した軽微な事項については記載を省略しているが、それらにも十分留意して事務の執行に努めていただきたい。

指摘事項

1 各課共通事項

- 現金受入票綴の取り扱いについては、次のような事例が見受けられたので、出納員規則に沿って適正な取り扱いを行なうこと。
 - ・ 人事異動に伴い返納された現金受入票綴をそのまま後任者に交付
 - ・ 現金受入票綴受払簿の返納受領印の押印漏れや返納受領者の誤り(現金受入票綴使用者が受領印押印)
 - ・ 現金受入票綴を交付責任者に委任されていない分任出納員が交付するなど交付責任者の誤り
 - ・ 現金受入票綴での領収において、出納員又は分任出納員の職氏名、押印となっていない
- 行政財産を団体等が使用し、団体業務を行っている場合は行政財産の目的外使用許可が必要であるが、その許可手続きが出来ていないもの、また、施設(行政財産)等に設置されている自動販売機についても行政財産の目的外使用の許可手続きがなされていない事例が見受けられるので、公有財産管理規則及び行政財産の使用料徴収条例に沿って適正に処理すること。

- 各課が行う見積合わせにおいて、見積金額が消費税等込みと消費税等抜きの見積書の混在が未だに見受けられるので、見積金額は消費税を除いた金額とし、免税事業者においては、契約希望金額の105分の100の金額で比較検討を行うこと。

2 各課個別事項

【消防本部】

- 新消防庁舎の電気設備保守点検業務委託契約書の履行期間の始期を訂正しており、その理由としては、契約締結後に受注業者からの申し出により、訂正したとのことであるが、このような場合は、契約書を訂正するのではなく、履行期間変更の変更契約を締結すること。

【都市経済部】

住宅課

- 消火器の購入に当たっては既存の消火器の処分費も含めて備品購入費により支出しているが、物品購入に当たっての簡単な設置費については備品購入費に含まれるが、既存のものへの処分費については物品購入に係わる費用ではないことから、処分費として支出すること。
- 平成20年度に分任出納員の口座に預金利息が発生したものを21年度収入としているが、歳入の会計年度所属区分からも預金利息が発生した年度の収入とすること。

農林水産課

- 重要稚仔放流事業の補助金交付において、補助金交付決定通知書の代表者名と支出負担行為決議書の債権者名が違っており、事業の着手届と実績報告の代表者名も違っている不備が見られた。代表者の変更があったのであれば、負担行為決議書に代表者の変更事項を記載するとともに、書類の受払時にはその都度代表者名及び内容等を充分確認すること。

【健康福祉部】

亀寿園

- 園舎夜間管理人派遣委託において、施行決定決裁前に見積書を徴している不備が見られた。契約の内容が決裁権者により決定されない段階で見積書を徴することは適正ではないので改めること。また、契約年月日が3月31日となっているが、会計年度独立の原則からも4月1日以降に契約すること。

第4 意見

本市の運営の合理化等に資するため、次のとおり意見を付する。

1 各課共通意見

- 制度融資の預託金については、融資状況を考慮し、需要がどの程度あるかを見極めたうえで、予算計上をしていただきたい。
- 履行期間など施行決定決裁と契約書の内容が不整合なものが見受けられるが、契約締結前に施行決定の内容変更がある場合は、訂正者、訂正箇所を明らかにした上で、再度決裁権者の確認を求めているいただきたい。

2 各課個別意見

【都市経済部】

商工観光課

- 制度融資業務の委託料については、融資自体があまりないことから、委託内容を見直し、状況に合わせた減額を検討していただきたい。
- お城まつり協賛会にお城まつり開催補助金を支出しているが、その中で協賛会からお城村実行委員会に助成金として支出している。市の被補助団体から他の団体に補助金を支出するということは好ましくないので、お城村実行委員会へ市が直接補助することも含めて検討していただきたい。

【健康福祉部】

児童課

- 平成12年に決裁を得ている丸亀市保育所幼稚園の幼児送迎駐車場確保の基本的な考え方についての中では、駐車場借地の場合は固定資産税の倍額とされているが、垂水保育所だけ固定資産税額となっている。これは職員も利用しているため、職員が固定資産税額相当額を別途地主に支払っているとのことだが、市が借り上げている土地について、利用している職員が地主に対して駐車場の借上料を支払うのはおかしいので、契約方法を検討していただきたい。

【競艇事業部】

- スタート及びゴール着順判定写真撮影業務委託については、平成17年度から平成21年度までの契約をしており今年度で終わるが、これは、長期継続契約に該当しないため、年度を跨ぐ契約の場合は、債務負担行為となるので気を付けていただきたい。
- 新聞広告掲載業務で施行決定決裁に添付されている仕様書と契約書に添付されている仕

様書の内容が違っていた。書類上はその仕様書に基づいて決裁されているわけであり、それと契約内容が違うということは、決裁自体に問題が生じることになるので、気を付けていただきたい。